

教師等が地域クラブ活動等に従事する場合の兼職兼業について

1. 教師等が部活動や地域クラブ活動等に従事した際に得られる対価（報酬）の違い

(部活動の場合)

週休日又は休日等については、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例により以下の教員特殊業務手当が支給される。

従事した時間が引き続き 3 時間 30 分以上の場合 3,300 円

従事した時間が引き続き 2 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 1,650 円

なお、公立学校の教員は、その勤務態様の特殊性から、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」により、教職調整額が給料月額 4% 支給されている代わりに、原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は以下に掲げる超勤 4 項目に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られている。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(地域クラブ活動等)

教師等が、校長の指揮監督下でない地域クラブ活動等の指導に従事する場合、教育委員会から兼職兼業の許可を得たうえで、兼職兼業先との雇用契約等に基づき報酬等を受けられることができる。

この場合、教育委員会では当該教師等の兼職兼業先における労働時間等の適切な服務管理を行う必要がある。

【参考】

	部活動	地域クラブ活動等
活動の位置づけ	学校教育活動 (学校の本来業務の一部)	社会教育活動 (そもそも学校の業務ではない)
指揮監督	学校長	地域クラブ代表者 または 教師本人
指導に関わる 教師の身分	教員	地域クラブの従業員 または 個人
兼 職 兼 業	対象外	対象
手 当 等	休日は特殊勤務手当の支給あり	兼職兼業先から報酬受取が可能

2. 教師等が兼職兼業を行う場合の条件等

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第 38 条（営利企業への従事制限） ・ 教育公務員特例法第 17 条（教育に関する他の職・事業への従事）
許可要件（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の指揮監督下の活動ではないこと ・ 当該教師等が希望していること ・ 兼職兼業により学校運営に支障がでないこと など
許可申請手続	※下図 1 参照
教育委員会における 服務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務監督教育委員会は、労働基準関係法令や勤務時間管理、教師等の健康管理等の観点から、あらかじめ、 <ul style="list-style-type: none"> ①兼職兼業先の事業内容 ②当該教師等の雇用形態・期間や業務内容 ③労働時間通算の対象となるか について確認するとともに、兼職兼業の許可後も、 <ul style="list-style-type: none"> ④定期的に当該教師等の労働時間・在校等時間について確認、把握する必要がある ・ 労働時間については、「学校における労働時間」と「兼職兼業先の従事時間」を通算して管理する ・ 「学校における労働時間」は、所定労働時間と超勤 4 項目に該当する時間外勤務の時間が対象となる ・ 兼職兼業先の従事も含めた時間外労働時間は、単月で 100 時間、複数月平均で 80 時間以内でなければならない ※下図 2 参照
熊本市教育委員会における兼職兼業許可事例	教諭がミニバスケットの地域クラブにて指導者として従事 報酬：年間 18 万円

図 1

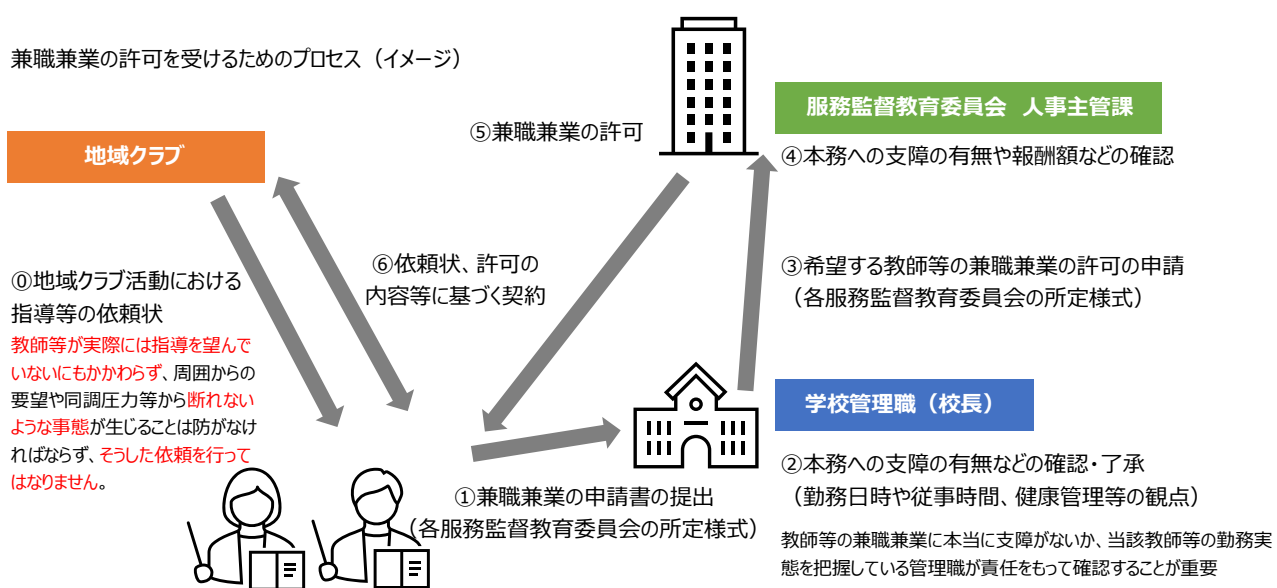
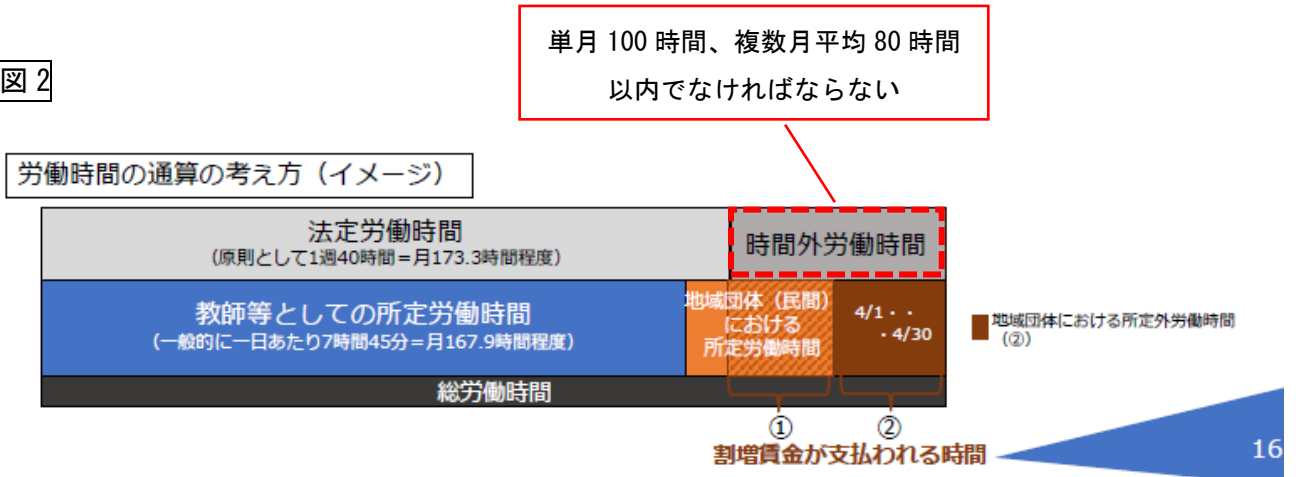


図 2



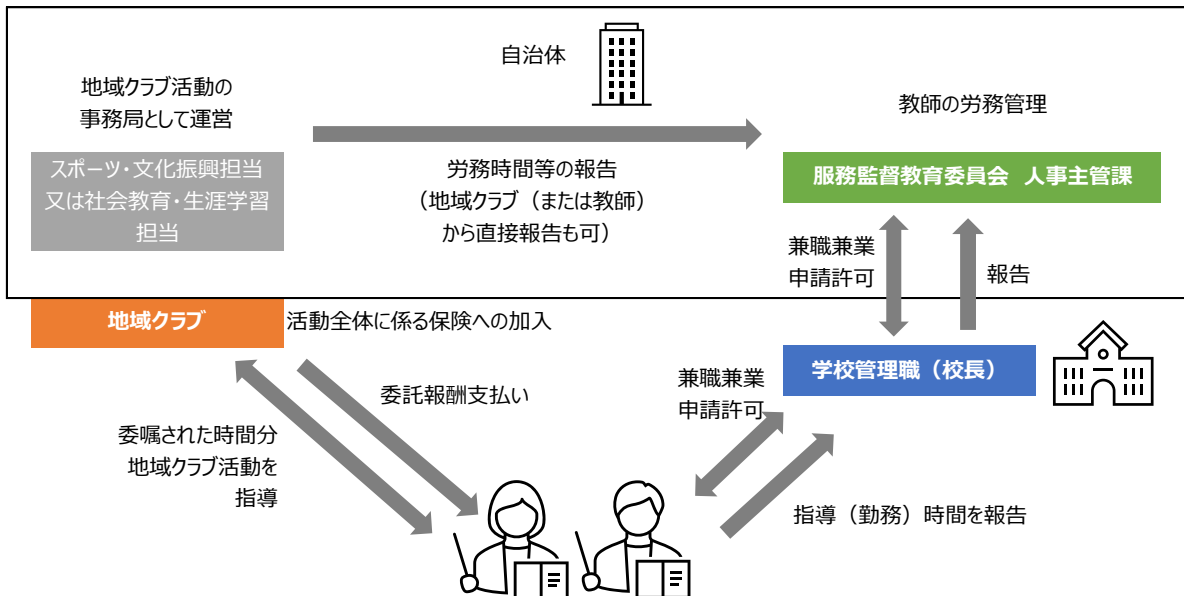
※文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」より
(事務局にて赤枠部及び吹き出しを追記)

3. 自治体が運営主体となるクラブにおいて委託(委嘱)を受けて指導する場合

地域クラブ活動において指導を希望する教師等は、市町村等の自治体又は設立した任意団体から、委託(委嘱)されることとなります。

手続きとしては、一般的に兼職兼業の希望先からの依頼状を基に地域クラブ活動での指導を希望する教師等から校長等へ相談し、了承の上、服務監督教育委員会へ兼職兼業の許可を求めることが必要です。

自治体が運営主体となるクラブにおいて委託(委嘱)を受けて指導する例



(参考1) 教師等の兼職兼業に関する関係法令等

○地方公務員法

(営利企業への従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員については、この限りでない。

○教育公務員特例法

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね①、又は教育に関する他の事業若しくは事務②に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

①教育に関する他の職の兼業

教育公務員が、教育に関する他の職を兼ねる場合で、任命権者が認める場合には、給与を重複して支給されることが可能とされている。

なお、教育に関する職以外については、このような特例はなく、給与の重複はできない。

②教育に関する事業若しくは事務の従事

教育公務員が教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、任命権者が本務の遂行に支障がないと認定すれば許可を与えることができるとされている。

○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例

[教員特殊業務手当]

第12条 教員特殊業務手当は、職務の級が1級、2級又は特2級である職員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が定める程度に及ぶときに支給する。

[4] 学校の管理下において行われる部活動〔正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。〕における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が勤務日〔勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。〕の勤務時間の2分の1に相当する時間で人事委員会が定めるものに該当するものである日に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。

[4] 前項第4号の業務、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 従事した時間が引き続き3時間30分以上の場合 3, 300円

イ 従事した時間が引き続き2時間以上3時間30分未満の場合 1, 650円

(参考2) 教師等の給与に関する関係法令等

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 教育職員 (校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。) には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員 (管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。) を正規の勤務時間 (一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) 第五条から第八条まで、第十一条及び第十二条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。) を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第六条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 教育職員 (法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。) については、正規の勤務時間 (同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。) の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務 (正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。) を命じないものとすること。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとすること。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議 (設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。) に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

○公立学校教員に対する残業代支払いを求めた裁判

公立学校の教員に残業代が支給されないのは労働基準法違反だとして、埼玉県教員が県を相手として、未払い賃金約240万円の支払いを求めた裁判が起こされた。令和5年3月8日最高裁判所は教員側の上告を棄却し1審、2審ともに教員側を敗訴とした判決が確定した。

○国における法改正の検討状況

文部科学省では、令和4年12月20日に有識者会議（「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等に関する調査研究会」）を設置し、給特法等の法制的枠組みを含めた処遇等の在り方の検討を開始した。